

一般社団法人 福井県子ども会育成連合会

会 員 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福井県子ども会育成連合会（以下「本会」という。）定款第3章に定められた会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会 員

(種別)

第2条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員

2 前項に定める正会員は次に掲げるものをもって構成する。

ただし、本会よりすでに表彰規程第7条の感謝状等を授与されたものは除く。

- (1) 福井県内の各市町子連16団体
- (2) 本会細則で定める4地区から選出された個人会員
- (3) 理事会において承認された団体または個人
- (4) 本会の事務局長

第3章 附 則

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人への移行の登記をもって施行する。

2 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

(平成27年3月21日 理事会決議)

この規定は、令和4年4月1日から改正施行する。

(令和4年3月6日 理事会決議)